

県の地域福祉支援計画及び社協活動指針のポイント

－「地域共生社会」と地域福祉実践－

兵庫県社会福祉協議会

地域福祉部 荻田

1. 県地域福祉支援計画と社協活動指針の策定

(1) 両者の関係

- 兵庫県社協が「地域福祉政策研究会」を設置（2017～18）
 - ➔地域福祉研究者、市町社協、県・市町行政、民生委員、社会福祉施設、まちづくり団体と地域福祉の政策動向を分析し、県内で各市町が中心となり地域福祉の基盤をつくるための考え方と方向性を議論した。
- 同研究会の議論に基づき、2018年6月「兵庫県地域福祉支援計画への提言」を県に提出
 - ➔第4期県地域福祉支援計画への反映
- 同研究会の議論に基づき、2019年3月『「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針』策定

(2) なぜ「地域福祉政策研究会」を設置したのか

- 「地域共生社会」実現に向けた政策動向の分析と地域福祉実践における対応指針づくり
- 特に、「総合相談」の受け皿としての地域力強化という流れへの指針の必要性
- 地域福祉の実践主体としての自治体行政との共通認識づくり

2. 社協活動指針（県地域福祉支援計画）における提起内容のポイント

(1) 地域共生社会の考え方➔次のステージを創ることの意義や姿勢の共有

- 反差別・反排除と社会参加の機会確保を求める障害者運動による「地域共生」という用語
- 単身化・人口減少、地域の人間関係の変化・希薄化と社会的孤立・排除

(2) 4つの推進方策

1) まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進

- 個別支援の手段としての「地域力強化」ではなく、福祉的な自治形成を重視した地域づくり
 - ➔多様なコミュニティ・共同性が育まれること
 - ➔多様なコミュニティの連携による持続可能な地域コミュニティ形成
- ① 小地域福祉推進組織×住民自治組織の連携（コミュニティ施策との連携）
- ② セルフヘルプグループや社会教育との連携等をはじめとした多様なコミュニティ形成支援
- ③ 地域ニーズの「仕事化」（地域内の経済循環）
- ④ 小地域福祉計画づくり
- ⑤ 地域支援のチーム形成

2) 官民協働の地域福祉ネットワークの形成

□ 圏域の設定と各圏域での「協議の場」を基点にしたネットワーク形成

➔特に、小地域（住民が暮らしの実感を持ち寄れるエリア）で話し合う場づくり

- ① 生活支援体制整備の圏域と整合性を図った地域福祉の圏域設定
- ② 小地域での話し合いの場づくり支援（地域支え合い会議や地域見守り会議等）
- ③ 多職種の福祉専門職が地域を基盤とした協働・対応力をもつための学習・交流の場
- ④ プラットフォーム型で幅広い領域の関係者と連携・協働した課題解決・資源開発

3) 包括的な相談支援体制（総合相談支援体制）

□ 4つの仕組みを組み合わせた漏れのない支援体制づくり

- ① 権利擁護支援の仕組み…福祉相談のバックアップ
- ② 地域福祉ネットワーク…早期発見・早期対応、暮らしの場での継続した見守り・生活支援
- ③ 庁内・組織内連携
- ④ 社会福祉法人間連携（社会福祉法人の公益的取組）

4) 地域福祉計画による地域福祉マネジメントの強化

□ 地域福祉計画の実体化（地域福祉政策の形成と運営）

□ 事業進行管理のチェックに終わらない評価

➔総合計画との関係・位置づけを整理

➔庁内連携と地域福祉プログラムの創出（地域福祉の“回転軸”となるプログラムは何か）